

【松川キヌヨ議員】

長岡・山古志選出の松川キヌヨです。通告に従いまして質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

中越大震災でお亡くなりになられました皆様には心より哀悼の意を申し上げますとともに、被災された皆様には心からのお見舞いを申し上げます。

泉田知事におかれましては、知事選の御勝利、本当におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。そして、御就任の早々、中越大震災で県民のために日夜御活躍をいただきましたことに心より御礼申し上げますとともに、私たちも微力ながら全力を挙げて知事に御協力し、復興に取り組んでまいり決意しております。

私は、この中越大震災で幾つかの宝物と出会いました。その一つは、当日、私は弥彦で親戚の婚礼があったために出かけ、帰宅途中での地震でした。何が起きたのかわからないが、大きな音とともに信濃川の堤防が動き、頭がおかしくなったのかと車をとめておりましたが、真っ暗やみの中で恐怖でいっぱいになり、早くうちに帰ろうということで、すぐに堤防からおり、まちの中に入りました。無我夢中で運転をしておりました。暗やみの中で中之島町の水害の地区に入りました。中之島町の人たちが道路に飛び出しておられ、本当にびっくりいたしました。バイパスではまだ規制がかかっておらず、車は普通に走っておりましたが、長岡市に入りましたところから道路に段差が生じ、17号バイパスの高町交差点からは交通どめになっていました。家では、歩けない母が御近所のアパートの若い夫婦の人たちに連れ出されて、外のブルーシートの上でおりました。朝夕のあいさつだけしかしないこの人たちが温かい心で来てくださったということに、私はとてもうれしかったです。

そしてもう一つ、初めての避難所で恐ろしさのために家族にしっかりとしがみついていた子供たちが時間とともに回復してきたとき、家族とのつながりの中で、今までに見られなかったようなきらきらとした目になり、元気に友達同士で遊び出したとき、私は今まで核家族化していた一つの家庭の中でも、意思疎通のない家庭に優しさといわわりの心が戻ってきたのかな、そう思いました。そして、避難所で家族のいろいろな話を聞きながら、子供たちがそれぞれ孤立することなく過ごせる時間がすばらしかったのかなとも思いました。

しかし一方で、ストレスからでしょうか、悩み相談やDV相談が多く発生したのも留意しなければならなかったと思います。高齢者のために仮設住宅にデイサービスセンターを即つくっていただきましたことも心より御礼申し上げます。

また、山古志村の方々の救出には自衛隊のヘリコプターが大変な活躍をしていただき、村人から感謝をされ、その後、孤立している自分たちの村に1～2回帰られたことで、本当に落ちつきを取り戻されたようです。それにも増して、本当にすばらしかったのは民間の力でございます。約1,200頭の牛がヘリコプターで運び出されたということは、それもすばらしいことであり、そして親ゴイ、そしてまた親牛、それらが全部ヘリコプターで運び出されたことは、本当にヘリコプターの威力を感じましたとともに、ヘリポートの建設をお願いしたいと、別口をお願いしておきます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。中越大震災についての質問をいたしますが、全部出てしまいました、実は。しかし、私の思い入れもでございますので、大変申しわけございませんが、お話を聞いていただけるとありがたいと思います。

震災地の建物に対して、被災住宅の応急危険度判定が、余震に伴う人命の安全を図るために、関係20市町村で3万6,143棟が行われ、危険または要注意判定が1万6,365棟で、全体の45%であり、危険は5,243棟でありました。この危険度判定で赤紙を張られたことで、大きな不安と失望のために、震災直後でもあり、大きなショックを受け、その後、住宅被害で全壊、半壊、一部損壊とつけられました。その後、全壊などにより、仮設住宅の要望戸数は3,486戸の申し出があり、着手戸数も同数のようです。長岡では民間アパートの借り上げも約220戸あったようですが、被災された皆様に十分な希望とまではいかずとも、対応されたことはすばらしいと思います。私の家のすぐ前は仮設住宅、460棟の仮設が建っておりますが、灯がともったのを見てほっといたしましたところでございます。

しかし、この仮設住宅の入居は2年とされているようですが、入居者が心のゆとりを持って以前の生活を取り戻すために、安心できる長期の期間が現時点で確保されるべきと思います。ちなみに、三宅島の人々、そしてまた阪神大震災の皆様にも猶予期間があったようですが、土地も家も働く場もなくなった人々に大変厳しいと思うのですが、御所見をお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、地震による住宅の被害状況調査を被災証明を発行するためにも早く必要があ

るとして、県外及び県内市町村の建築士や家屋調査士の資格を持っていただける方が2人1組になり、屋根や外壁を確認したり、破損状況を聞き取り調査されておられることに対し、感謝を申し上げます。

しかし、外見上は何でもないような状態でも、一步中に入ると、壁は落ち、住むことができぬほどに壊れ、所有者は避難されて、留守の間に多分目視判定が行われ、実際の被害はもっと深刻だと、判定結果に納得がいかない被災者も相当いられるようですが、この家屋の被害認定は国の指針に基づいて行われると思いますが、再調査申請について、県はどのように対応されておられるのでしょうか。どのくらいの戸数がありますか、お尋ねいたします。小千谷市では調査がされていたように思います。

3番といたしまして、被災された方々が一日も早く生活再建ができるようにと、中越地震被災者支援制度等のお知らせで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊として、国や県の被災者生活再建支援及び住宅応急修理制度について、住宅の被害状況や年収または家族形態により支援額が異なっております。例えば世帯全体の年収が700万円以下としましても、父親、そして本人、本人の妻ということで、すぐにオーバーしてしまいます。全くこの被災者の支援は絵にかいたもちのように該当しない世帯がほとんどで、被災の皆様はこの制度に対して困っておられます。この制度で最高支援額を受け取ることのできる対象者がどの程度見込まれ、全体のどのくらいを占めるのかをお聞かせください。

4番目としまして、また多くの被災者は、この国や県の被災者生活再建支援及び住宅応急修理制度の支援額に対して期待外れの感を抱いております。これだけの被害に遭っているにもかかわらず、すべて自分たちの力でやれよというのか。その上、高齢者を抱え、地震が恐ろしくて私を一人にしないでくれと言われていたにもかかわらず、仕事にも行かなければならないという状態になっております。県の住宅応急修理制度における収入要件撤廃と同様に、国・県のすべての制度において、収入要件の緩和が必要と思いますが、知事の御所見をお聞かせください。

5番としまして、この寒空の中で、住宅応急修理補助金については仮設住宅入居者は対象にならないとのことで、被災者の中には住宅再建のための支援を少しでも受けようということで、仮設住宅入居を選択せず、避難所や屋外の車の中で相当我慢しておられるというようなことですが、この人たちのために何とかこの要件を撤廃していただければ、県単独でもやっていただけないものでしょうか。

6番、県全体で仮設住宅が3,486戸できる予定ですが、そのうち学校のグラウンドに設置されるものが長岡市で2カ所、小千谷市で2カ所など、ほかにも3カ所があるようです。この仮設住宅は約2年間とのことですが、体育の授業や教育に支障がないのでしょうか、どのように対応していかれるのでしょうか、お考えをお聞かせください。

7番としまして、長岡市の高町団地は、28年前に山を切り崩した高台に宅地開発され、現在は505棟の住宅があり、そのうち81棟が立入禁止と判定され、宅地では75カ所が危険と判定され、外周道路は約4カ所崩落しており、一時、全域で避難勧告も出たような状態で、現在も周辺道路のひび割れが余震や雨で大きく広がり、大変危険な状態で、ブルーシートで覆われております。地域の方々は、公的補助で団地全体を補強してもらわなければ何もできやしないし不安だと訴えておられます。このような状態は、被災者生活再建支援法では宅地被害が適用にならないなど、地盤災害への被災者支援は限度があり、その補償は現行では困難とのことですが、当該団地の開発許可を行った県として、この問題をどのように受けとめ、またどのような対応をされるのでしょうか、知事の御所見をお聞きいたします。

また、同地区には県立障害者施設「あけぼの園」があります。ここもやはり高町団地の一角とあって、このたびの震災では大きな被害を受けております。地割れや建物の段差などが大きく、被害はとてとても大きいです。施設の皆様は寺泊町の「白岩の里」などに分散されていられるようですが、保護者の皆様から何とか再建してほしいとの強い要望があります。しかし、施設解体の風潮の中で、地盤災害もここにはあり、その復旧と見直しをお聞かせください。再建にはどれほどの時間と経費がかかるのでしょうか、心配しております。

9番としまして、7.13水害のときにも大変多くのボランティアの皆様が活躍されました。そして、このたびの震災でも大変大勢のボランティアが活躍され、今も現地で積極的に活動されておられます。しかし、水害のときは泥出しや水害の後始末に大変多くの手が必要でしたので、応援に駆けつけた人たちはスムーズに配置されたようでしたが、今回の震災直後は、現地において正確でタイムリーな情報がとれなかったのか、地域の性格上、余り要望が出なかったのか、朝、ボランティアセンターに行っても仕事が無かったり、他地区に回されたり、ほとんど小千谷地区でしたが、活動がスムーズにできなかった面もあったことを踏まえると、行政との連携の中で、被災者に関する情報の収集・提供を一元的に管理し、統率力を発揮できる市町村ボランティアセンターの速やかな設置・強化が必要であると改めて感じました。知事の御所見をお伺いします。

10番としまして、ボランティアは自分たちの自発的な行動の中で災害時に来てくださいます。福井県では、今回の新潟中越大震災を受け、10月26日には福井県の中での活動に限られた県災害ボランティア

活動基金条例を県外の活動でも運用できるように改正して、県外被災地でボランティア活動に必要な輸送費や機材などに基金を充当できるようにして、応援に来てくださいました。この福井県の条例は、ナホトカ重油流出事故を受けて 1997 年に全国で初めて制定されたもので、このボランティア活動基金は、7 月の福井豪雨で約 8,600 万円を取り崩し、残高は 5,000 万円となっております。新潟県でも、7.13 水害のときに県社会福祉協議会で全国から寄せられた義援金で災害ボランティア基金が設置されたと思いますが、皆様御存じでしょうか。災害になるとボランティアの方々の発揮して下さいます大きな力が、どれほど被災者の心の支えとなるのかわかりません。今後ボランティアの育成にさらに力を入れるとともに、災害時の活動がスムーズにいくような側面支援を強化すべきだと思いますし、このたびの中越地震義援金の 1%でも次のボランティア活動基金にすることはできないのでしょうか、知事の御所見をお伺いいたします。

それでは、第 2 番目の大きい問題といたしまして、二巡目国体についてお伺いいたします。きのうの木村議員の質問と重なりますが、どうぞお許しをください。

私は、平成 14 年 12 月定例会で国体の質問をしました際、平山知事は、ざんきにたえない成績であると、現在は余りにも悪過ぎるということでお話をされました。第 59 回国体の総合成績は 35 位とまた順位が下がったことは、7.13 水害や中越地震もあった中で、健闘した結果であるとは思いますが、これをどのよう知事は評価されますか、お聞きいたします。

2 番目として、トキめき新潟国体を一つの旗印に総合優勝をねらうものとし、7.13 水害と、そしてまた中越大震災を県民のばねとして頑張らなければならないと思いますが、あと 5 年の短い期間で集中的に競技力向上が望まれるのではないのでしょうか。しかし、昭和 39 年の新潟国体以来ずっと開催県が天皇杯（男女総合優勝）を獲得していましたが、高知国体ではそれにピリオドが打たれました。厳しい自治体財政の中で、無理な選手強化や過大な施設整備については大変難しいと思いますが、若い知事の新潟国体に向けての競技力向上に向けた全体の方針、対応についてどうぞお聞かせください。

3 番といたしまして、今回の中越大震災において、会場として予定している県内各地の施設に被害などの影響がなかったかをお尋ねいたします。

また、長岡地区では水泳の競技が行われ、県立長岡屋内総合プールの建設予定地周辺でも地盤災害が起き、被害があると思われませんが、当施設の計画に変更はないのでしょうか、お伺いいたします。地元は液状化現象が起きておりますし、大変厳しいと私は思っております。

4 番目の質問といたしまして、厳しい新潟県の財政状況、たび重なる大規模災害の影響により、国体開催の内定に当たり、開催費用としてどの程度見込んでおられるのでしょうか。これこそ、国体により震災からこんなにも新潟県は立ち直ったのですよという、その力強さを全国に向けて発信していただく絶好の機会でもあると思いますが、開催に向けてトップセールスマンの知事として、意気込みをひとつ聞かせていただければありがたいと思います。

これで私の質問は終わりますが、二巡目国体に向け、若い泉田知事の活躍される絶好の場となると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。明快な御答弁をよろしくお伺いします。ありがとうございました。（拍手）

【泉田裕彦知事】

松川議員の一般質問に順次お答えをさせていただきます。

冒頭、まず私に対する激励をいただきましたことについて感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。議員の期待に背かないよう、県民のため全力を挙げて職務を全うしてまいりたいと思っております。今後ともよろしくお伺いいたします。

まず初めに、仮設住宅の入居期間についてでございます。

応急仮設住宅は、一時的な居住の安定を図ることを目的としたものであります。県といたしましては、原則的には被災者の居住確保対策としては、住宅の新築、補修等に対する支援、公営・民間施設へ転居していただけるような支援、こういった恒久的な住宅対策を早急を実施をして、もとの生活に戻っていただくことが望ましいと考えております。

なお、仮に 2 年を仮設住宅で経過いたしましたとしても、過去の災害などでもそうですが、追い出すような対応にはならないと考えておりますので、御安心をいただきたいと思っております。

次に、収入要件の緩和についてであります。

御承知のように、県の応急修理制度については収入要件を撤廃したところでありますが、国の制度は

年収及び年齢要件など制度の仕組みが複雑でわかりにくいものになっております。

私といたしましては、今後とも被災者の生活再建支援に係る制度全体の見直しを含め、被災者の視点に立った制度の構築を国に対し求めてまいりたいと考えております。また、全国知事会に対しましては、国に強く要望するよう働きかけてまいりたいと思います。

次に、住宅応急修理事業補助金についてであります。

仮設住宅入居者も対象とすべきとの御意見につきましては、避難勧告などにより、避難がおおむね6カ月以上継続する場合には、被災者生活再建支援法による長期避難世帯として、住宅応急修理制度にかわり、より手厚い全壊世帯と同等の支援が受けられますので、こちらを御利用いただければ幸いに存じます。

また、仮設住宅に入居をして自宅を修理される方の生活再建につきましては、被災者生活再建支援制度や利子補給制度等により対応することといたしております。

いずれにいたしても、種々の対策を組み合わせる必要の対応を実施して、被災者の居住確保に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、長岡市高町団地の地盤や宅地被害についてであります。

今回の地震は、川口町で震度7、長岡市で震度6弱を記録し、その後も強い余震が続く中で大きな被害が出たもので、これらの震度では通常の地盤でも地割れや山崩れが発生するものであります。

また、開発業者の被災者に対する補償につきましては、当事者間で司法上解決されるべき課題と考えております。

地盤や宅地の復旧につきましては、市道などは長岡市が災害復旧工事で対応することとしており、個人の宅地については、被災者生活再建支援法の適用や住宅金融公庫の融資などにより、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市町村ボランティアセンターの速やかな設置などについてであります。

このたびの中越大震災においても、県社会福祉協議会を主体に、県やNPOなどが構成員となって県災害救援ボランティア本部を設置し、市町村ボランティアセンターの設置の支援や運営の支援を行っているところであります。

その中で今回の地震、議員御指摘のとおり、水害とは違う側面があったと思っております。業務が泥のかき出し等単一ではなく、いろんなニーズが時間とともに発生をしてきて、どういう仕事があるかということをボランティア本部の方で正確に把握できなかったという話を聞いております。また、余震が続く中で危険を伴う作業というのもあり、ボランティアをされる方の安全をどのように確保するかという課題があったというふうにも聞いております。特に情報がうまく伝わらなかった部分の一つは、ボランティア本部と、それから市町村に設置している対策本部との連携が必ずしも十分に動いていなかったというふうに認識をしております。これは、県の担当部局のふなれというところもあって、当初十分な指導がなされていなかったのではないかと考えております。

したがって、これらの反省を踏まえまして、今後、被災者に関する情報の収集・提供などがスムーズに行えるよう、平常時から県災害救援ボランティア活動推進組織を設置し、行政と関係団体等との相互理解や意見交換を図ってまいりたいと考えております。さらに、災害救援マニュアルの整備やボランティアコーディネーター訓練等を実施し、災害発生時において市町村ボランティアセンターが速やかに設置をされるとともに、情報の一元管理や統率力のある運営ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、災害時のスムーズなボランティア活動のための側面支援についてであります。

県社会福祉協議会の災害ボランティア基金は、平成9年のナホトカ号流出油災害時の義援金をもとに、災害ボランティア活動の円滑な実施を目的として設置されたものであります。この基金を活用して、今ほどお答えをいたしました県災害救援ボランティア活動推進組織において、平常時からのボランティアリーダー研修等による人材育成や災害救援活動マニュアルの策定など、側面支援の強化に取り組んでいくこととしております。

また、この取り組みに要する基金の確保につきましては、今後、県社会福祉協議会と協議をしながら検討していきたいと考えております。

次に、二巡目国体についてお答えをいたします。

第59回国体の全体評価についてであります。総合成績は、災害という予期せぬアクシデントもありましたけれども、35位という不本意な結果に終わりました。これは、平成14年度から競技団体の組織体制整備、指導者の確保、養成、選手の発掘、育成強化などに取り組んできたところではありますが、各競技団体などの自主性に任せた結果、依然として国体に対する競技団体の意識不足や組織体制の未整備、また優秀な指導者が十分に確保されなかったことによる指導力不足や選手育成のおくれなど、全体としての競

技力の向上に結びつかなかったものと分析をしております。早急に体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、競技力向上に向けた全体の方針と対応についてであります。

今ほどお答えいたしましたとおり、組織体制の未整備や指導者の確保など、計画と実態に大きなそごが生じていることから、今大会での反省を踏まえ、計画全体を徹底的に検証し、抜本的に再構築を図った上で競技力向上に取り組み、大震災から復興した新潟を全国に発信をし、広く県民に勇気と希望を与えることのできる成績をかち取れるよう、競技力向上対策本部、競技団体とともに総力を挙げて競技力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中越大地震による国体会場予定施設の被害などの影響についてであります。

12月1日現在の被害状況は、8市町村の14競技施設で約5億円の被害額となっております。アリーナ天井ボードや側壁の一部落下など、いずれの施設も修復可能な状況であることから、国体開催には影響がないものと考えております。

また、県立長岡屋内総合プールにつきましては、建設予定地周辺の被害がプールの建設計画に直接影響するものではないと長岡市から聞いておりますので、国体開催に向け、当初の予定どおり整備計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、国体開催時の費用と開催に向けた意気込みについてお答えをいたします。

まず、国体開催時の費用についてであります。簡素・効率化の国体を目指しており、現段階での大会準備・運営経費は、冬季大会スキー競技会を含め、約57億円と見込んでおります。

また、開催に向けた意気込みについてであります。国体開催を契機に、県民スポーツの振興や地域活性化を図ることができるとともに、たび重なる災害から復興した元気な新潟を全国に発信をし、寄せられた温かい御支援に対して、感謝の意をあらわす絶好の舞台になると考えており、県民総参加の大会となるよう努力をしております。

【大口弘人危機管理監（防災局長）】

それでは、2点お答えをいたします。

まず、家屋の被害認定に対する県の対応であります。

家屋の被害認定調査は、被災者が各種の支援を受ける際に必要な被災証明書を市町村長等が発行するために行うものであります。地方自治法に定める固有の事務と規定されております。調査は、建築士等の専門家と市町村職員が一組となって、段階を踏んで調査をしていると聞いております。

県といたしましては、市町村に対しまして、国が示した住家の被害認定基準運用指針の説明会の開催、あるいはマニュアル等の資料の提供、他県を含めた応援職員のおっせんなどの支援を行ったほか、今後とも被災者に対しまして調査の進め方を十分説明し、理解を得、的確な調査が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援及び住宅応急修理制度の最高額の支援を受けられる被災者についてでございますが、7.13水害の事例を考えますと、被災世帯の約5割が収入額500万円以下の世帯であったことから、このたびの大震災でも、12月7日現在で半壊以上の被害を受けました1万2,155世帯の約5割は、被害程度に応じて決めました最高の支援額を受けられるものと推定をいたしております。

以上です。

【神保和夫福祉保健部長】

お答えいたします。

県立障害福祉施設「あけぼの園」の復旧の計画と見通しについてであります。あけぼの園では地震発生後、入所者の安全を確保し、日常生活を維持するため、一時的に寺泊町にあります「コロニーにいがた白岩の里」に施設機能を移転し、入所者に対する支援を継続しております。

施設の被災状況につきましては、土地に一部亀裂や沈下が見られること、建物や給排水設備、空調設備が損傷したことがありますが、被害箇所の調査を専門家に依頼したところ、土地は危険な状態ではなく、建物本体にも大きな被害はありませんでした。

現在、本復旧に向けて準備を進めておりますが、年度内に復旧を完了し、新年度から、あけぼの園において入所者に対する支援を再開することを目標に努力をしているところであります。
以上であります。

【板屋越麟一教育長】

お答えいたします。

仮設住宅がグラウンドに建設されている学校における体育の授業などへの対応についてであります。グラウンドの使用を制限されている学校では、屋外での体育授業、運動部活動や運動会等の学校行事に支障が生ずるなどの影響が懸念されますので、児童生徒の気力や体力の低下を招かないよう、学校教育活動全体を通して対応する必要があるものと考えております。

そのため、市町村教育委員会に対して、隣接する学校や社会体育施設などの借用による活動場所の確保、特別教室や廊下等の限られたスペースの有効活用と、それに適した運動の内容やメニューの作成などの工夫により、児童生徒の健康の保持増進と体力向上に取り組むよう指導しているところであります。
以上です。

【松川キヌヨ議員】

たびたび言うことなのですが、何といたっても地盤災害で困っていらっしゃる高町団地の皆様が、何とか国や県で少しは応援してもらえないかと。それで、今の知事のお話ですと、それはだめなのだと、個人の問題だと、そして周辺道路は市の関係だとおっしゃるのですが、宅地被害に関しては本当にどうしたらいいかと路頭に迷っていらっしゃるのです。といいますのは、高町団地はほとんどが若い人たちが建設をされた住宅でございます。そうしますと、多重債務を抱えた中で本当にこの先どうしていいかわからない、路頭に迷っているのを、何とかいい方法で救ってもらう道はないかと再質問させていただきますが、いい方向が出ないものではないでしょうか。

【泉田裕彦知事】

高町団地地区の窮状を改めてお聞かせをいただきました。現在の制度でどこまで対応できるのか、個別事例に即していい方法がないか検討してみたいと思っております。改めて現場の方のお話も聞かせていただいて、何が対応できるか、しっかり検討してみたいと思います。